

## 幼稚園・保育園現状比較一覧

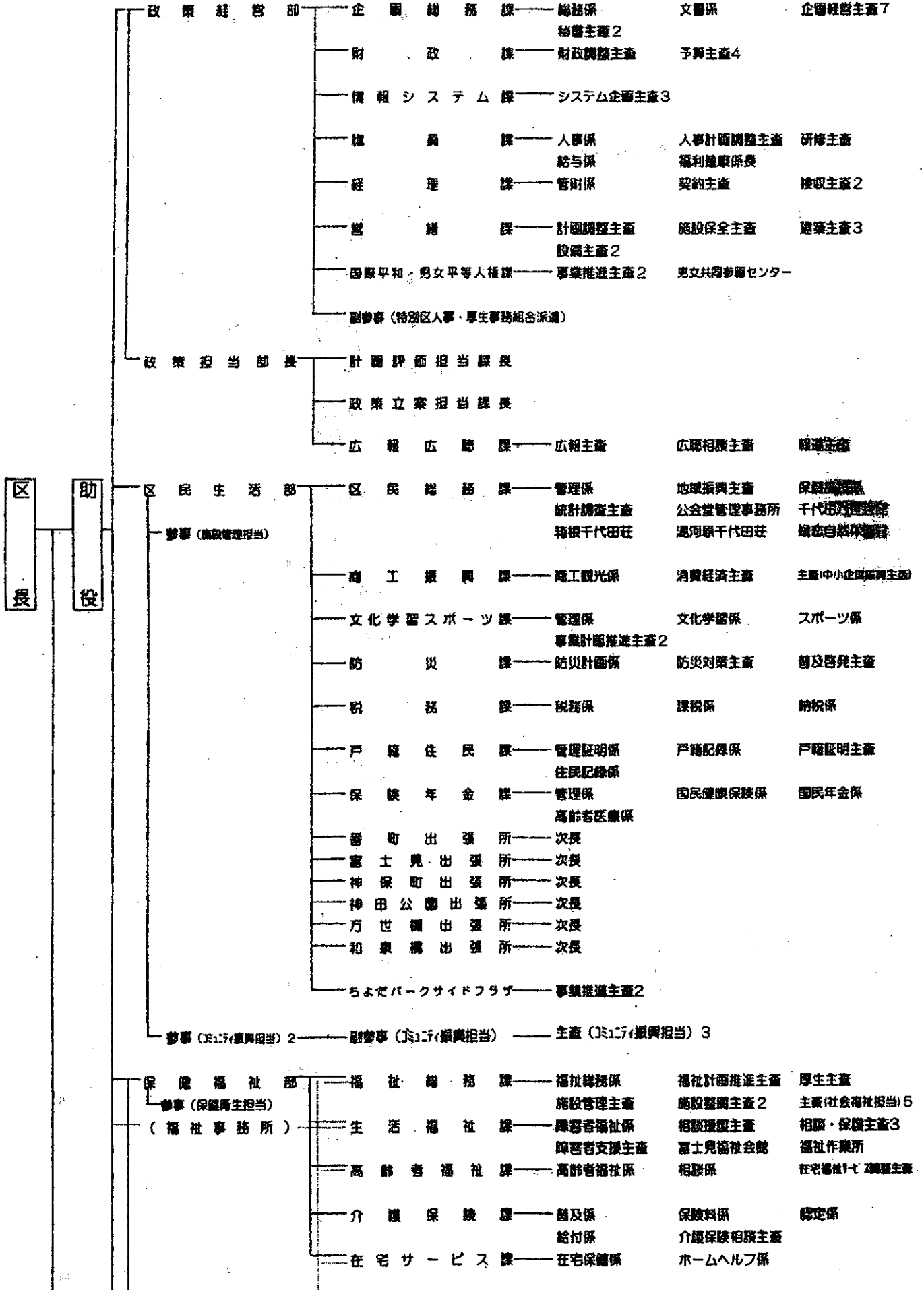
(H11.11月現在)

項目	幼稚園	保育園
1 根拠法	学校教育法	児童福祉法
2 目的	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(法第77条)	「日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」(法第39条)
3 対象	4月1日時点で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (法第80条)	乳児：1歳未満 幼児：1歳から小学校就学の始期まで 市区町村は、保育の必要な乳幼児を保育所において保育する(法第24条)
4 設置者	国・地方公共団体・学校法人(法第2条)	区市町村・社会福祉法人(法第35条)
5 設置手続	設置に当たっては市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は、知事の認可が各々必要である(法第4条)	設置に当たっては、知事の許可が必要である(ただし、設置者が都道府県の場合はこの限りではない)(法第35条)
6 設置・運営の基準	学校教育法施行規則(第74～77条) 学校の設置基準(法第3条)	児童福祉施設最低基準(第32～36条)
7 教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領(文部省告示)	保育所保育指針(通知)
8 1日の教育・保育時間	4時間(標準)(幼稚園教育要領)	8時間(原則) 児童福祉施設最低基準(第34条)
9 年間教育・保育日数	39週以上(同法施行規則第75条)	規定なし(年間平均日数296日)
10 学級編成基準等	1学級当たり幼児数 3歳児 16人 区基準 国基準 35人 4歳児 20人 国基準 35人 5歳児 24人 国基準 35人  (幼稚園設置基準 第3条)	職員1人当たり乳幼児数 0歳児 3人 区基準 国基準 3人 1歳児 5人 国基準 6人 2歳児 6人 国基準 6人 3歳児 20人 国基準 20人 4歳児以上 30人 国基準 30人  (児童福祉施設最低基準第33条)
11 保育時間	午前8時45分～午後2時 和泉幼稚園の特別課程は午前8時30分～午後5時、但し、状況に応じて午前7時30分～午後6時	午前7時30分～午後7時 但し満1歳未満児は午前8時30分～午後5時
12 給食	なし(但し、和泉幼稚園はあり)	あり
13 午睡	和泉幼稚園の特別課程のみあり	あり
14 保育料	入園料一律(1,000円) 保育料 月 4,000円 月 8,500円(和泉幼稚園特別課程)	所得による階層別保育料
15 入園手続	各幼稚園	保健福祉部児童課 申込み(各保育園可)
16 通園区域	小学校の通学区域に準じる 但し、定員に余裕のある場合、他の園の申し込み可	なし

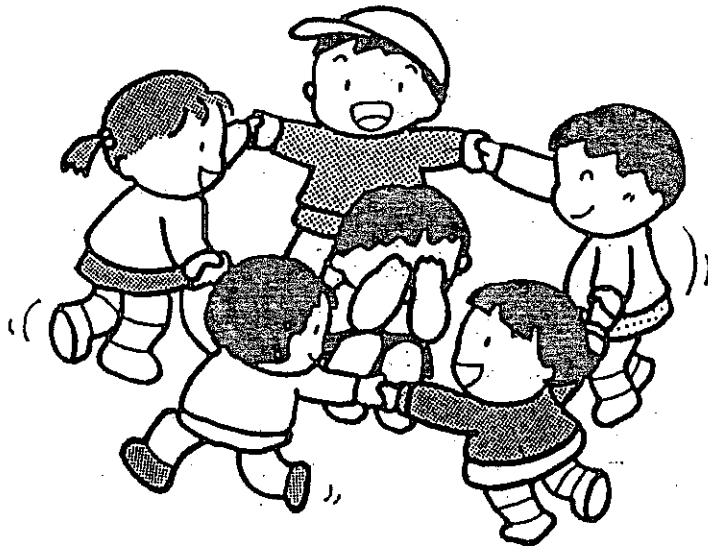
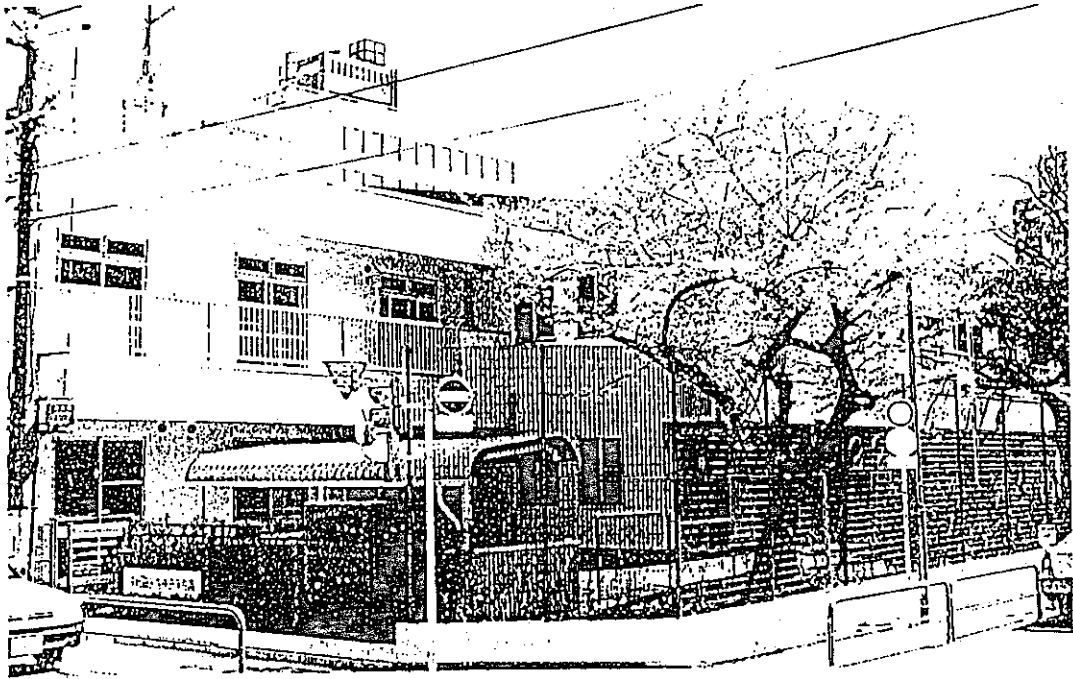
区立幼稚園 経来8園

# 千代田区組織図

平成14年4月1日現在



# 神田保育園



1 所在地

〒101-0063 千代田区神田淡路町2-15  
 電話 (3253) 6258  
 FAX (3253) 2670

2 開設

昭和21年2月13日(移転開設:平成11年5月1日)

3 敷地面積

1034.87㎡

4 園舎概要

- (1) 構造 鉄骨造
- (2) 規模 2階建て
- (3) 延床面積 1143.88㎡
- (4) 併設施設 なし
- (5) 建設年月日 平成11年3月31日

5 園児定員

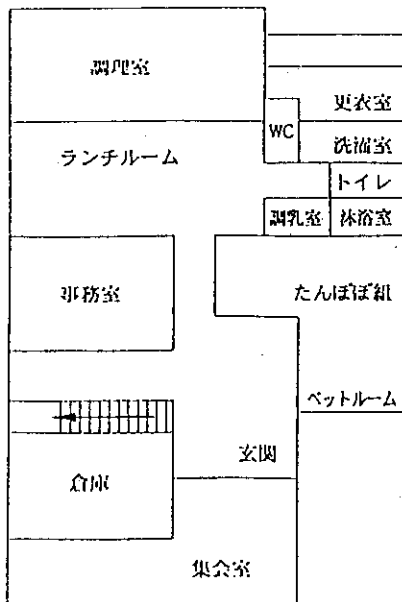
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
人数	12人	14人	16人	18人	38人	98人

6 開園時間

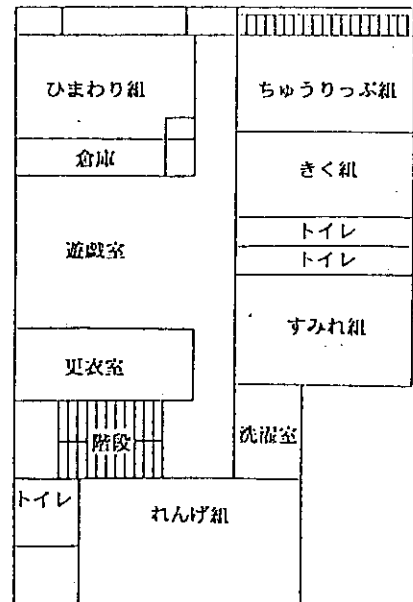
7:30~19:00  
 <平成12年5月から>  
 7:30~19:30

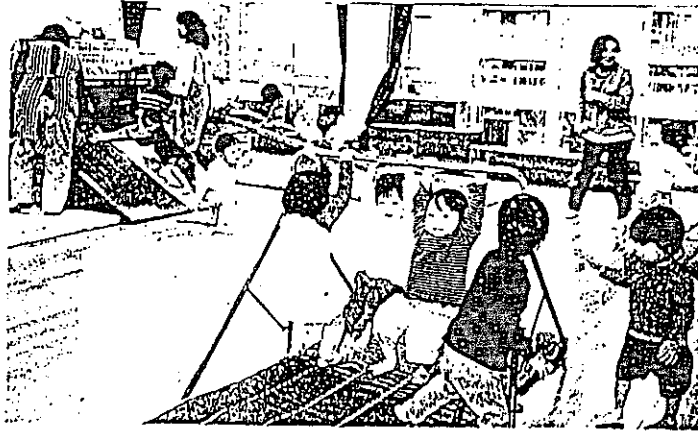
園舎平面図

1階



2階





「よじのぼったり、  
ぶらさがったり」  
大好きなうんどうあそび

## 保 育 目 標

- 保育方針-
- 健康で明るい元気な子
  - 心身の健やかな ○優しい思いやりのある子
  - 成長発達を促す ○自分で考え行動する子



ランチルームで  
楽しい食事

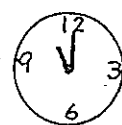
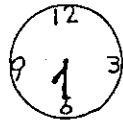
ハイハイの  
たんぽぽぐみ



☆保育園の一年

季節	主な行事	健康診断等
春	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入園式</li> <li>・ 子供の日の集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春季健康診断</li> <li>・ 保護者会</li> <li>・ 歯科検診</li> <li>・ 耳鼻科検診</li> <li>・ 眼科検診</li> </ul>
夏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 七夕まつり</li> <li>・ 夕涼み会</li> <li>・ プール開き</li> <li>・ プール納め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぎょう虫卵検査</li> <li>・ 夏季健康診断</li> </ul>
秋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お月見集会</li> <li>・ 運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋季健康診断</li> <li>・ 保護者会</li> </ul>
冬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリスマス会</li> <li>・ 餅つき集会</li> <li>・ 新年子供会</li> <li>・ 節分集会</li> <li>・ ひな祭り</li> <li>・ お別れ会</li> <li>・ 卒園式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者会</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月園児の誕生お祝い会があります</li> <li>・ バス等を利用した遠足（園外保育）があります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月身体測定、避難訓練を行います。</li> </ul>

# 保 育 園



0歳児

## おやつ 遊び 食事

ミルクや果汁、フルーツなど



散歩  
日光浴・外気浴  
好きな玩具で遊ぶ等  
(必要により睡眠をとります)

赤ちゃんはミルクを飲ませてもらったり離乳食を食べさせてもらいます



順次登園  
受け入れ

1〜5歳児

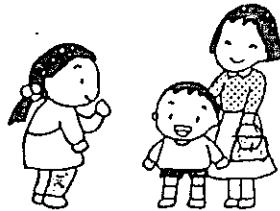
## 遊び 食事

お子さんの健康状態やお家での様子を聞いて受け入れをします。  
朝の支度が済んだらゆったりとした雰囲気の中で好きな遊びを楽しみます。

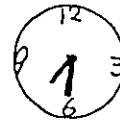
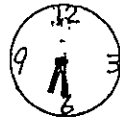
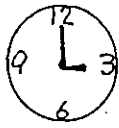
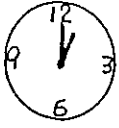
遊びの中からたくさん事を学びます。  
各年令の発達、その日の計画等に合わせて楽しい遊びが盛りだくさん。

○室内遊び ○戸外遊び  
・絵画製作 ・散歩  
・音楽リズム ・砂遊び  
・体育遊び ・水遊び  
・ままごと ・図芸、飼育  
・ゲーム等 ・ボール遊び等

1才以上のお子さんは栄養バランスを考えた手作り給食を毎日たのしく食べています。  
(アレルギーのお子さんへの配慮もしています。)



# の一日

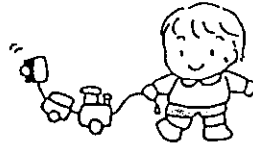


## おやつ

ミルクや離乳食  
などを食べさせ  
てもらいます



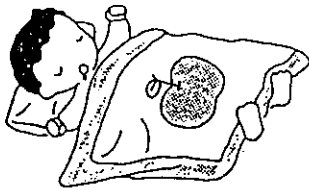
## 遊び



## おひるね

(子どもにより眠る  
時間は異なります)

保母が子守り歌を  
歌っている間に  
スヤスヤスヤ...

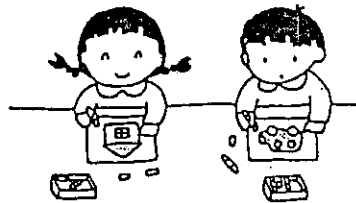


## 順次降園

お迎えの保護者  
に今日の様子を  
伝えます。

## おやつ

## 遊び





## ~~~~~ か ん だ ~~~~~

神田保育園のある淡路町界隈は今でも江戸の風情と伝統の味を伝える様々な老舗が江戸っ子の心意気を守っています。周辺は商業地、オフィス街で地下鉄千代田線、丸の内線、新宿線、JR線に近く交通の便も良く、区境の文京区、台東区、中央区等から登園してくる園児も多くいます。

神田保育園では全職員が協力して、「一人ひとりの子どもが豊かに成長していくために」保育を進めています。

平成11年3月31日に旧淡路小学校跡地に新園舎が完成し移転しました。ここでは、千代田区で初めて産休明け（57日）保育を実施しています。

新園舎は園庭が細長く狭いのですが、横に淡路広場、前は淡路公園があり明るい空間が広がっています。園舎は採光を考えて窓を下までとり全体に明るい雰囲気となっています。

0歳児室には受け渡し室、ベツトルームがあり、静かにゆったり過ごせるようになっています。

また、1歳児、2歳児室には保育室続きにトイレがそれぞれあり、排泄の自立にも好条件です。

3歳児、4歳児、5歳児は1階のランチルームでお友達や先生、主事さんなど皆で楽しく食事をしています。

寝・食・遊と別の部屋で保育する事ができるので子どもも職員もとても快適に過せます。

園庭での砂遊び、プール遊び、自転車乗りの他、散歩等戸外でからだを動かす事を主に保育にとり入れています。遊びの動きを通して「体を動かす」「頭を働かせる」「心を開かせる」のです。職員は、その子どもの発達段階をとらえ、その段階に応じてあそびが広がるように働きかけています。大人があそびを指示するのではなく、「子どもが考えてあそべる」ような働きかけを心がけています。

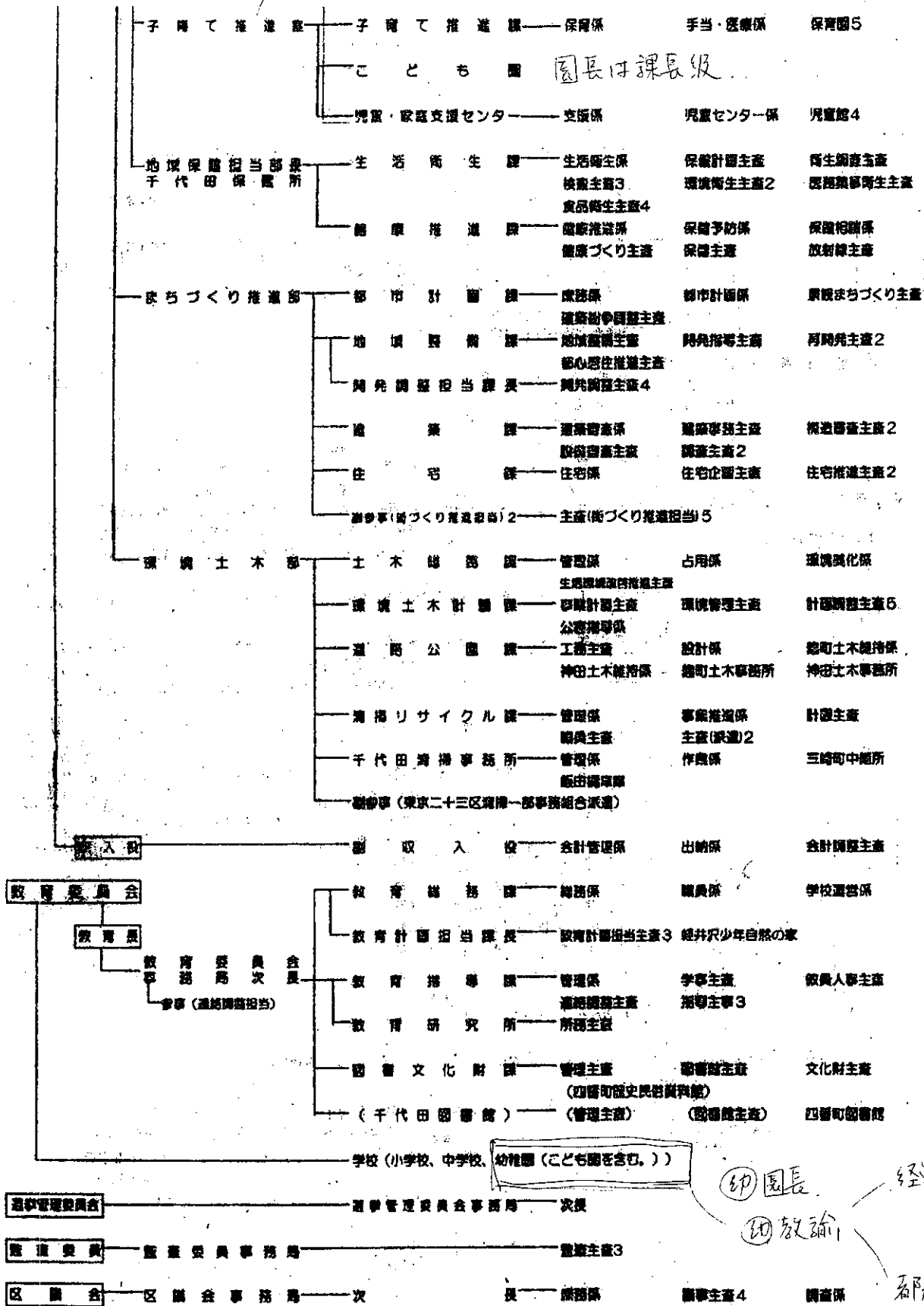
大切な社会の財産である子ども達を職員、父母、地域の大きなあたたかい手で未来に向けて育てています。



保育士 (保) 園長 日係長

# 千代田区組織図

平成14年4月1日現在



主任保育士(副園長) 超勤計算机いり

与体系に付了 保育士 特殊勤務年令 超勤、出勤者 幼稚園 4

# 千代田区型幼保一元施設 いずみこども園

## <目次>

1 はじめに	1ページ
2 経緯・経過	1ページ
3 一元化の基本理念	2ページ
4 こども園の特徴	2ページ
5 いずみこども園の概要	3ページ
6 こども園保育料の設定	4ページ
7 こども園保育時間	6ページ
8 育成課程の基本的考え方	7ページ
資料<千代田区立こども園条例>	8ページ
<千代田区立こども園条例施行規則>	10ページ

千代田区保健福祉部子育て推進室

14-08

## 1 はじめに

乳幼児期の育成環境は、人格形成に重要な役割を果たしますが、現在、同じ子どもを育成する施設でありながら、幼児教育を行う「幼稚園」と保育に欠ける児童を保育する「保育園」は、文部科学省と厚生労働省に所管官庁が分かれ、法制度上厳格に区分されています。しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行による家庭での育児不安の高まりなどがあり、保護者の就労形態等だけで子どもの育成環境を区分する現行の幼稚園・保育園の仕組みのみでは、新たな時代の要請に到底対応できません。

今こそ、自治体が地域事情等により住民ニーズに機敏に対応できる新しいスキームを用意し、子どもと保護者の多様なニーズに応えていく必要があります。

千代田区では、昭和63年に、年齢区分方式によって「幼稚園」と「保育園」の連携に取り組むなど、早くから幼保一元的な取り組みを行ってまいりましたが、本年4月、21世紀にふさわしい乳幼児育成施設として、「幼稚園」と「保育園」双方の要素を取り入れながら、両園の枠を越えた新しい幼保一元化園である「いずみこども園」を創設いたしました。区では今後も引き続き、地域バランスに配慮しながら、こども園の配置を進めていく予定です。

## 2 経緯・経過

### (1) 和泉幼稚園・いずみ保育園の「年齢区分方式」(＝いずみ方式)

昭和50年代後半、老朽化した区立佐久間小学校・幼稚園の改築に際し、地域においてかねてから要望のあった0歳児保育を行う保育園の建設が検討されました。しかし、当時、当該地域(和泉橋地区)では公共施設用地の確保が困難であったため、小学校・幼稚園との併設が検討されました。幼稚園と保育園をどのように組み合わせしていくべきかが課題となり、施設の有効利用・幼稚園児と保育園児との交流・適正規模の確保などの視点から、いわゆる「年齢区分方式」が導入されることとなりました。

当時は、幼稚園を所管する文部省、保育園を所管する厚生省の両制度に関する壁は厚く、制度面・施設面・職員体制などの一元化は行わず、0歳児から2歳児までを「いずみ保育園」、3歳児から5歳児を「和泉幼稚園」が担当する年齢区分方式を採用し、両園の連携・交流を深め、運営の一体化を目指しました。

「年齢区分方式」では、3歳児から5歳児については、保護者の就労形態等にかかわらず、一様に幼稚園教育を実施し、保育時間を一般課程と長時間保育に分けて、保護者の就労状況や家庭状況に応じて選択できるようにしました。

### (2) 「年齢区分方式」の成果と課題

この「年齢区分方式」は当時、連続した保育・教育の場の先駆的な事例として、関係諸方面に認識され、年々入園者が増加し、特に幼稚園の長時間保育への希望者が増加しました。

「年齢区分方式」の成果としては、①施設の複合化により、給食の共同調理や園庭の共同利用ができること、②幼児数の少ない地域でも、集団生活の中で人との関わりを持つ力を育成するのに必要な一定数の幼児が確保できること、③保護者の就労形態等が変化しても、継続して幼稚園教育を受けられること、等が挙げられます。

一方、課題として、幼稚園・保育園の制度の壁から、①年齢によって幼稚園と保育園を区分

しているため、一貫した方針に基づく継続した保育ができないこと、②法的な制約等から施設を分離した結果、職員や園児の交流が少なくなり、特に異年齢間の交流が進まないこと、③異なる制度の中で運営しているため、保育園と幼稚園の保育時間や保育料が異なるなど一体的な運営が行われないこと、等が挙げられます。

### (3) 「こども園」設置の検討

「年齢区分方式」導入後、国においても、幼稚園と保育園の連携を図るため、平成10年3月、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を発表するなど、施設の相互利用を促進する動きがありました。

一方、区では、平成9年5月、幼保一体の新たな（仮称）幼児園の創設を構想するための作業として、和泉幼稚園・いずみ保育園の現状把握と制度上の比較及び今後の課題等を検討するために、「千代田区幼児教育のあり方検討会」を設置しました。さらに、平成11年2月には、保護者や学識経験者、公募区民等からなる「幼稚園・保育園の連携のあり方を考える懇談会」を設置し、本区の特徴を生かした幼稚園・保育園の連携のあり方を検討してきました。

これらの経緯・経過を踏まえ、幼保一元化園は既に検討の段階ではなく、実践の段階に来ているとの認識のもと、平成13年4月から、（仮称）こども園開設の検討を開始し、同年9月、（仮称）こども園開設準備委員会（委員長：企画部長）を設置するとともに、下部組織として、「（仮称）こども園開設準備プロジェクトチーム」を設置しました。さらに、同年11月1日には、助役を室長とする「こども園開設準備室」を設置し、開設に向けた態勢を整えるとともに、同年12月26日、保護者代表等からなる「いずみこども園開設準備協議会」を設置し、こども園の開設に向けた準備を進めてきました。

## 3 一元化の基本理念

千代田区における乳幼児育成環境の一元化は、子どもと保護者の双方の視点に立って、地域の子どもの年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、0歳から就学前までの心身の発達に合わせた一貫した方針に基づき、一つの施設において継続的に乳幼児育成を行うことを基本理念としています。今後、こども園と幼稚園、保育園を地域のニーズに合わせてバランス良く配置し、保護者の多様なニーズに応えていく予定です。

## 4 こども園の特徴

こども園は、設置条例を新たに制定したこと、「保育に欠ける」という保育園の入園要件を拡大すること、保護者が保育時間のパターンを選択できること、幼稚園教諭と保育士が一体となって乳幼児育成にあたることなどが全国初の取り組みとなっています。

### (1) 設置条例の制定

千代田区立こども園条例を制定し、幼稚園・保育園を包含する新たな乳幼児育成施設として位置づけました。

### (2) 一貫した乳幼児育成方針

保育所保育指針と幼稚園教育要領を基にして、0歳児から5歳児までの一貫した方針に基づき乳幼児育成を行い、小学校につなげていきます。

保育園つくるのは簡単だったか  
地元民は幼稚園希望、

幼稚園の親  
終了証書欲しい  
保育園  
小学校も受験

(3) 保育所の入所要件にある「保育に欠ける」要件を緩和

地域の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられるようにしました。

(4) 保育時間のパターンを選択

0歳児から5歳児まで、年齢にかかわらず、保育時間のパターンを保護者が選択できるようにしました(後掲)。

(5) 管理運営体制の一元化

1人の園長のもとに、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの専門性を活かしながら一体となって、運営にあたっています。

H.B.9 区民発表  
就学 卒園証書

5 いずみこども園の概要

事項	内容														
1 認可	児童福祉法に適合する保育園認可を受けた施設として0歳児から2歳児までを育成し、学校教育法に適合する幼稚園認可を受けた施設として3歳から5歳児を育成します。 こども園の趣旨と幼稚園・保育園それぞれの認可を両立するための条例・規則を制定しました。														
2 入園要件	① 原則として区内在住の0~5歳児。ただし、和泉橋出張所管内在住者は優先します。(現在在園中の区外の児童は引き続き入園できるものとします。) ② 「保育に欠ける」度合に新たな「保育を必要とする」度合を加えた基準を作成し、それを基に入園の決定をします。 ③ 3歳から5歳児の短時間保育希望者は、各歳児15名の定数枠を設け「保育を必要とする」度合に関わらず受け入れます。														
3 定数 43名 25%枠枠 105%	<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>12人 (欠ける枠9人、要する枠3人)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>15人 (欠ける枠12人、要する枠3人)</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>16人 (欠ける枠15人、要する枠1人)</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>35人 (長時間20人、短時間15人)</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>35人 (長時間20人、短時間15人)</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人 (長時間20人、短時間15人)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148人</td> </tr> </table> <p>36名分 2800万円分 補助 厚労省 国庫補助 「欠ける」がないと認可できない 独自予算 観 10-セ 00 虐待</p>	0歳児	12人 (欠ける枠9人、要する枠3人)	1歳児	15人 (欠ける枠12人、要する枠3人)	2歳児	16人 (欠ける枠15人、要する枠1人)	3歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)	4歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)	5歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)	合計	148人
0歳児	12人 (欠ける枠9人、要する枠3人)														
1歳児	15人 (欠ける枠12人、要する枠3人)														
2歳児	16人 (欠ける枠15人、要する枠1人)														
3歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)														
4歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)														
5歳児	35人 (長時間20人、短時間15人)														
合計	148人														
4 環境整備	こども園として一体的に利用するための施設改修を行いました。														
5 育成方針	保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づいて、千代田区独自の乳幼児育成方針を定めました(後掲)。 週1回 委員会 → 新かむら														

経来

入り口別  
壁で仕切り  
職員室2つ  
1億円で改修

3~5才は区民でないとダメ

0.1.2才  
区東区民 1人

経来は 短時間20% 長時間15名だったか  
過去10年に逆転

## 6 こども園保育料の設定

### (1) 基本的な方針

- ①応能主義 ②時間対応 ③適正負担 ④公平性 ⑤他の保育園・幼稚園との均衡

### (2) 料金設定

#### ① 0～2歳児

他の保育園の保育料と同様です。

#### ② 3～5歳児

##### ◎長時間保育料等

- ・ 他の保育園の保育料と均衡を図るために、4・5歳児の保育園保育料から給食費相当分を除いた額を基本としました。
- ・ 平成14年3月末日までであった和泉幼稚園の保育料（長時間 8,500 円）、給食費（長時間 7,100 円）、教材費（1,500 円）の合計額 17,100 円と均衡を図るために、保育園保育料体系における4・5歳児の階層のうち、17,100 円を超える最初の階層である 18,000 円を、こども園における保育料と給食費の合計額の上限としました。

(月額：円)

幼稚園  
が給食  
おやつし

区 分		3～5歳児		
		保育料	給食費	合計
生活保護世帯		0	7,100	7,100
前年分の所得 税非課税世帯	前年度分住民税 非課税世帯	0	7,100	7,100
	住民税均等割のみ	0	7,100	7,100
	住民税 5,000 円未満	0	7,100	7,100
	住民税 5,000 円以上	0	7,100	7,100
前年分の所得 税課税世帯	所得税 3,000 円未満	0	7,100	7,100
	所得税 16,801 円未満	100	7,100	7,200
	所得税 30,000 円未満	2,100	7,100	9,200
	所得税 60,000 円未満	3,700	7,100	10,800
	所得税 90,000 円未満	5,500	7,100	12,600
	所得税 120,000 円未満	7,100	7,100	14,200
	所得税 150,000 円未満	8,600	7,100	15,700
	所得税 180,000 円未満	9,800	7,100	16,900
	所得税 180,000 円以上	10,900	7,100	18,000

生保でも給食費は負担

◎短時間保育料等

- ・ 時間に応じた負担とするため、長時間保育料の50%の額を短時間保育料としました。ただし、100円未満は切り上げました。
- ・ 給食費は、和泉幼稚園の給食費（水曜日未実施で3,200円）と均衡を図るため、こども園では水曜日も給食を実施し、給食費は4,000円としました。

(月額：円)

区 分		3～5歳児		
		保育料	給食費	合計
生活保護世帯		0	4,000	4,000
前年分の所得税 非課税世帯	前年度分住民税非課税世帯	0	4,000	4,000
	住民税均等割のみ	0	4,000	4,000
	住民税 5,000円未満	0	4,000	4,000
	住民税 5,000円以上	0	4,000	4,000
前年分の所得税 課税世帯	所得税 3,000円未満	0	4,000	4,000
	所得税 16,801円未満	100	4,000	4,100
	所得税 30,000円未満	1,100	4,000	5,100
	所得税 60,000円未満	1,900	4,000	5,900
	所得税 90,000円未満	2,800	4,000	6,800
	所得税 120,000円未満	3,600	4,000	7,600
	所得税 150,000円未満	4,300	4,000	8,300
	所得税 180,000円未満	4,900	4,000	8,900
	所得税 180,000円以上	5,500	4,000	9,500

※ 短時間保育については、夏休み期間中は休業するため、保育料等の支払いは11か月とします。

※ 短時間保育については、土曜日を休業とし、「預かり保育」を行います。

③ 延長保育料（午後6時30分～午後7時30分）

長時間保育後の延長保育については、保育園保育料に準じます。

④ 第2子以降の保育料

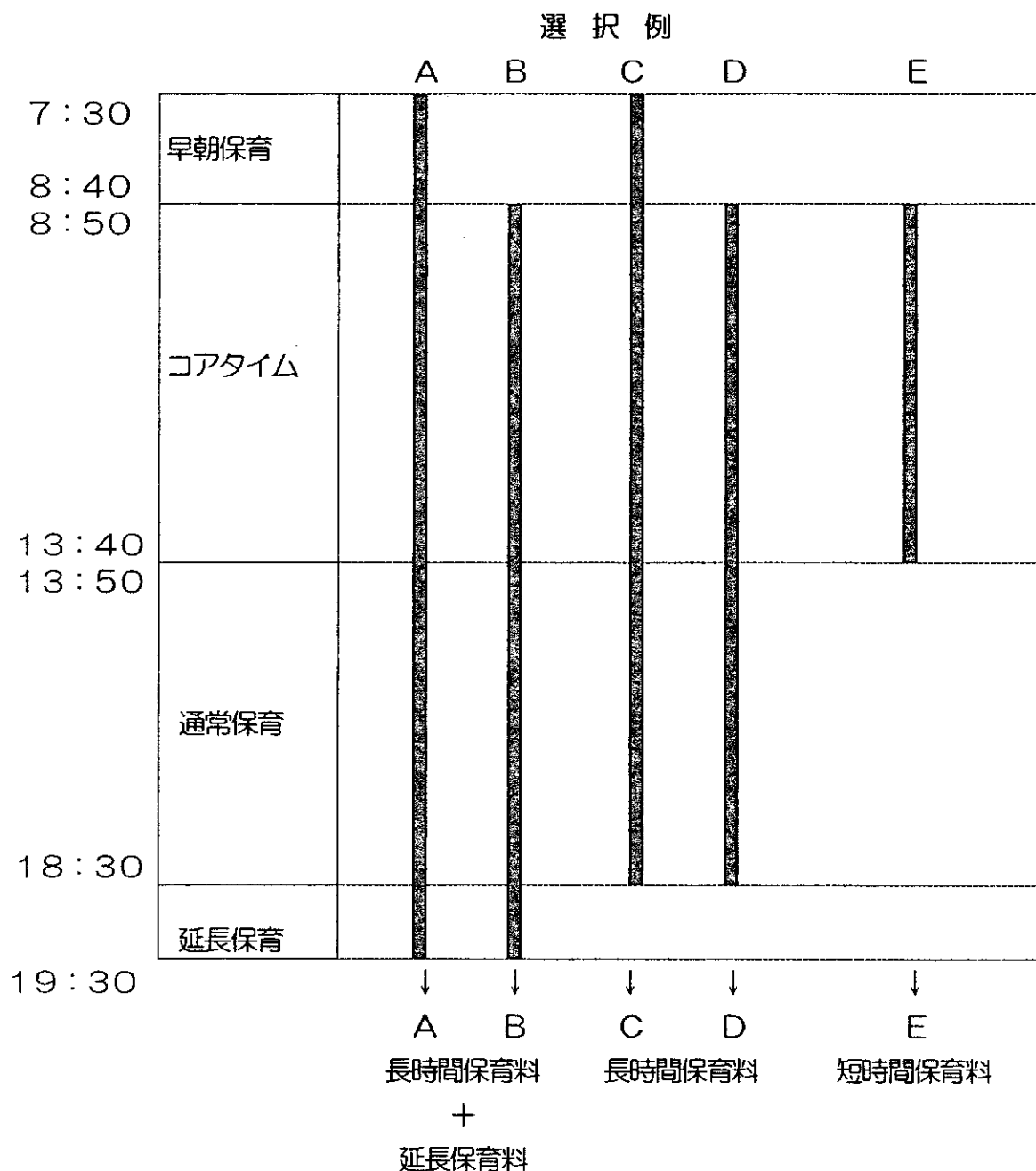
保育園に準じ、所得に応じて30%～50%を減額します。

⑤ 「預かり保育」保育料

保護者の都合により、一時的に保育が必要になった在園児については、2時間200円とします。



## 7 こども園保育時間



- (1) 8:40 (8:50) から13:40 (13:50) までは、統一した教育的活動を行う時間帯であり、必ず出席するコアタイムです。
- (2) Eを選択した園児が、選択時間より長く保育を受けた場合は、預かり保育として別途保育料を徴収します。
- (3) 土曜日、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日は、Eを選択した園児は休業日となります。保育を受ける場合は預かり保育として、別途保育料を徴収します。

## 8 育成課程の基本的な考え方

### (1) 一貫した育成の課程

育成課程は、入園している子どもたちやその家庭、地域の実態、こども園の状況を考慮して作成された「0歳から5歳までの6年間を見通した、かつ、1年ごとの年間を通した全体計画」です。

こども園の育成課程は、次の2つの目標達成をめざし、一貫した計画でできています。

①養護に関する目標 ②教育に関する目標

①については、「十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること（保育指針：保育の目標アより引用）」です。

そこで育成課程は、子どもの生命の維持のために、子どもの発育や発達状況等を把握し、それに応じて、こども園の保育者が行うべきことを6年間の発育、発達を見通し、一貫した計画として示されています。

②については、保育指針の目標イからカまでに示された5つの目標、及び、幼稚園教育要領に示された5つの目標です。

すなわち、次の5点です。

- ・ 健康、安全などの基本的な生活習慣・態度を養う「心身の健康の基礎」
- ・ 人への愛情や信頼感、人権を大切にすることや自主、協調、道徳性の芽生えなどに関する「人間関係」
- ・ 自然や社会事象に対する「豊かな心情」「思考力の基礎」
- ・ 生活の中での聞く、話すなどの「言葉」
- ・ 体験を通して培う「豊かな感性・創造性」

従って、育成課程は、生涯にわたる人間形成の基礎を養うために、子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度など、まさに、生きる力の基礎を身に付けるために、6年間の発育、発達を見通して計画立てられています。

### (2) こども園の保育の特色

#### ① 異年齢集団の交流を子どもの発達を考慮して取り入れます。

0歳から5歳までの子どもたちが入園していることをメリットとして活かします。

このことについては、育成課程の中には計画立てて示されてはいませんが、5歳児が1歳児以降の幼児の着替えを手伝うなど、生活面での自然な触れあいや、共に遊んだり、遊びを見合う中で自然に刺激を受けるなどの場合もあります。

<具体例>

- ・ 異年齢合同の散歩や遠足
- ・ IV期3月の5歳児の修了を祝う会や生活発表会（各学年が1年間の成長を演技などで発表する会）に全員参加

#### ② 小学校や地域等の特色を生かします。

<具体例>

- ・ 小学校低学年が行う行事や生活科の授業等と連携した活動を行う。
- ・ 温水プールを利用し、年齢に応じて水と遊ぶ活動や泳ぐ活動等を行う。
- ・ 外国人英語講師との英語に親しむ活動を行う。
- ・ 地域で盛んな「伝承遊び」「太鼓」などの活動を取り入れる。

③ 保護者のニーズに応えた内容を付加します。

幼稚園に通う子どもたちの保護者の多くは、降園後に、児童館で開催される専門指導員による幼児クラブ（体操クラブ・工作教室クラブなど）に積極的に参加させています。

同じ経験をすることができない子どもたちや保護者のニーズに応え、午後の時間に専門の指導員による「教室」を開催します。

ただし自由参加とし、幼児の心身の負担が増加しないような配慮が必要です。今後、活動内容、回数、指導者、参加方法など早急に検討します。

<具体例（案）>

- ・ 体操クラブ
- ・ 工作クラブ
- ・ お絵かきクラブ

(3) 1日の流れについて

① 育成課程は、「早朝保育・昼食や昼寝・おやつをはさんだ保育活動・夕刻の延長保育」という1日の流れの中で計画的に実施する内容等を計画立てたものです。

② 3歳児以降については、(1)で述べた教育に関する目標の達成のために、午前8時50分からの4時間程度の活動を中心に計画立てました。これは、3歳児以降が集団の生活や遊びを通して成長していくことを期待しているためです。

すなわち、こども園に通う多くの子どもたちが集団として機能していくための時間の確保として、もっとも現実的である朝8時50分からの4時間程度を用意しました。個々の家庭の状況を考慮しつつも、この時間帯に多くの子どもが共に活動できることを望むものです。

## 資料

### <千代田区立こども園条例> (平成13年12月10日 条例第35号)

新たな世紀の子どもたちは、家庭・地域・行政の協働により、伸びやかに健やかに育成される必要があり、いつでも輝いて未来に夢をつなぐ存在となるべきである。また、そのためには、子どもを産み育てることに希望と自信が持てる地域社会を形成していく必要がある。

ところが、近年、少子化や核家族化の進行など、社会状況の変化が著しく、保護者の中には、育児に対する不安を持ち孤立感を深めている人もおり、育成環境の整備が求められている。とりわけ、人間の成長過程において乳幼児期の育成環境は、その人の人格形成にとって重要な要素となるため、その整備が強く求められる。

現行では、義務教育就学前の乳幼児の育成は、児童福祉法に定める保育園と学校教育法に定める幼稚園の二つの施設で担われてきている。

しかし、近年、保育園及び幼稚園の乳幼児の育成内容に大きな差はなくなっており、事実上、両施設の一元化が進んできている。

千代田区においては、当面、現行の法律体系の枠を踏まえつつ、区民の子育ての現状に対応し、これまでの保育園・幼稚園の要素を組み合わせ、子どもと保護者の双方の視点に立って、乳幼児育成環境を整備するとともに、乳幼児育成施設の新たな制度化を内外に働きかけていくこととする。

この条例は、0歳から就学前までの子どもを一つの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成の環境を整備することを目的とする「こども園」を設置するため制定する。

#### (設置)

第1条 保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育(以下「育成」という。)を実施するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づく保育所及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千代田区立いすみこども園	東京都千代田区神田和泉町1番地

#### (入園資格)

第3条 こども園は、次の各号に掲げる乳幼児について入園を認める。

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例(昭和62年千代田区条例第7号)第2条に定める状態にある保護者が保護する乳幼児
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの乳幼児(前号に掲げる者を除く。)

#### (育成の実施)

第4条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。

- (1) 前条第1号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針に基づく保育
- (2) 幼稚園教育要領に基づく幼児教育
- (3) その他区長が必要と認める育成事業

#### (入園手続)

第5条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、区長に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

#### (保育料等)

第6条 育成を委託する保護者は、次の各号に定める保育料、延長保育料又は預かり保育料(以下これらを「保育料等」という。)を納入しなければならない。

- (1) 保育料 第4条に規定する育成事業を委託した場合の保育料の額は、乳幼児の年齢に応じ、別表第1又は別表第2に定める額とする。ただし、生計を一にする世帯(別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。)から、2人以上の乳幼児がこども園において育成されている場合又はこども園において育成されている乳幼児(以下この号において「こども園児」という。)以外に千代田区保育の実施に関する条例の適用を受ける保育園において保育されている乳幼児が1人以上いる場合においては、当該2人以上の乳幼児のうち別表第1若しくは別表第2又は同条例別